

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	放課後等デイサービスの利用基準案について	障がい福祉課
2	片浦診療所の施設・管理運営の検討状況について	保 険 課
3	健康増進に向けた新たな取組について	健康づくり課
4	新病院における各種料金の設定、改定等の取組状況について	医 事 課
5	小田原版STEAM教育の実施状況について	教 育 指 導 課
6	通学区域の一部改正について	
7	小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について	

令和7年9月8日

放課後等デイサービスの利用基準案について

1 目 的

放課後等デイサービスは、学齢期の障がいのあるこどもに対し、放課後や休日に、個々の障がいの状態や発達の状況、障がいの特性等に応じた発達支援を行う障害児通所支援サービスである。

利用者数が年々増加する中、本市には利用日数についての基準がないため、「必要とする世帯が十分に利用できない」といった課題が生じていることから、さまざまな世帯が、適正に利用機会を確保できるよう利用基準を導入することとする。

2 放課後等デイサービスの現状

令和7年 7月現在	利用者数	うち障害者手帳の取得者数（重複あり）			市内事業所の 状況
		療育手帳 ※	身体障害者 手帳	精神保健福祉 手帳	
小学生	344 人	165 人	11 人	4 人	事業所数 29 か所 利用定員数 308 人
中学生	108 人	79 人	9 人	0 人	
高校生	54 人	47 人	4 人	1 人	
合 計	506 人	291 人	24 人	5 人	

※療育手帳は知的障害（発達障害を含む）

3 主な課題

- (1) 主に先着順で利用枠が埋まってしまい、必要な児童が十分に利用できない。
- (2) 障がいの状態や保護者の状況が変化しても、年度途中からの利用が難しい。
- (3) 自宅や学校近隣の事業所に空きがなく、遠方の事業所を併用している。
- (4) 利用日数が不足し、保護者が就労日数を増やせない場合がある。

4 利用基準案の内容

障がいの状態等により、標準利用日数を段階的に設定するとともに、家庭状況等を踏まえて、必要な利用日数を増やすこととする。

(1) 標準利用日数

障害者手帳 通級先	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 1・A 2 精神保健福祉手帳 1 級	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1・B 2 精神保健福祉手帳 2・3 級	障害者手帳 なし
特別支援学校 /特別支援級	月 23 日まで (週 5 日相当)	月 20 日まで (週 4 日相当)	月 15 日まで (週 3 日相当)
通常級	月 20 日まで (週 4 日相当)	月 15 日まで (週 3 日相当)	月 10 日まで (週 2 日相当)

(2) 利用日数の追加

適用要件	利用日数
① 保護者がともに就労しているため、対象児の預かりが必要である（それぞれ月 60 時間以上の就労）	保護者がともに就労している日数
② 対象児が医療的ケア児または重度心身障害児である	必要とする日数 (最大月 23 日まで)
③ 保護者が傷病や障がいにより介護を必要としている	
④ 同一世帯に障がいの重いきょうだいがいる	
⑤ 児童精神科や専門機関により特別な事情が認められる	
⑥ 上記のほか、市が特に必要と認める場合	

5 スケジュール

令和 6 年度	小田原市障がい児福祉計画に基づき基準案を検討
令和 7 年 5 月	事業所アンケートの実施
7 月	保護者向け利用基準案の提示及び事前調査の実施
9 月～	保護者及び事業所の意見を踏まえて利用基準を確定
令和 8 年 4 月～	サービスの新規申請又は継続申請時から適用

片浦診療所の施設・管理運営の検討状況について

1 経 緯

(1) 令和6年（2024年）8月

片浦診療所は、昭和31年5月に開設し、片浦地区唯一の医療施設として、患者の診療、健診等を実施し、地域住民の健康を支え続けてきた。しかしながら、勤務医等の高齢化や患者数の減少に加え、施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。このような状況を踏まえ、今後の片浦診療所の機能・施設等のあり方について、小田原市国民健康保険運営協議会に諮問した。

(2) 令和7年（2025年）5月

小田原市国民健康保険運営協議会では、片浦地区住民・診療所従事者へのアンケートや、現況の診療所の課題等を踏まえ、計4回の協議会での議論を経て、市長に答申書を手交した。市では、答申を受け、片浦診療所の施設・管理運営について検討に着手した。

2 答申の概要

(1) 基本的な考え方

片浦診療所は地域のかかりつけの医療機関・調剤薬局として住民の健康を長年支え続け、片浦地域（特に根府川、江之浦地区）で暮らし続ける住民の安心に大きく寄与している。

片浦地域の地理的条件や人口・世帯数が減少している中で、新たな医療機関が進出することは期待できず、無医地区としない観点から、施設や管理運営の見直しを行った上で存続させることが適当である。

(2) 施設について

片浦診療所は、建物の耐震化や医療機関としてのバリアフリー化（段差解消、駐車場整備等）がなされておらず、早急な対策が望まれる。

現地は傾斜地であり土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されている等、敷地条件等に課題があり、現地建替えは容易でないことから、現実的な方策としては、移転（既存施設の一部間借り等を含む）を検討する必要がある。

(3) 管理運営について

一般会計繰入金に過度に依存せずに持続可能な管理運営が必要であることから、歳入の確保に向けた方策（主に高齢者の利用が見込まれる訪問診療や診療科の実施等）を検討する必要がある。

診療体制は、医師の高齢化と後任の人選が課題となっており、医師の負担を軽減するとともに安定的に医師を配置できる体制の構築が必要である。

こうしたことから、持続可能な管理運営及び安定的に医師を配置できる体制の構築のためには、指定管理者制度の導入が必要である。

3 検討状況

(1) 施設について

検討項目	検討状況
移転（既存施設の一部間借り等を含む）	・片浦診療所周辺の公共施設への移転については、いずれの施設も使用中であり、様々な協議・調整が必要となる。 ・民間施設についても、移転・連携の可能性を模索する。

現地（建替え）	・整備手法によっては、バリアフリー化（段差解消、駐車場整備等）の可能性も考えられる。 ・一方、大規模な造成工事や建設工事となることが見込まれ、費用が高額になるとともに、工事期間・休所期間が長期化すると考えられる。
現地（補修対応）	・施設の老朽化により、雨漏り等が発生しているが、適宜補修対応することで、当面は利用可能と考えられる。

(2) 管理運営について

検討項目	検討状況
指定管理者制度	・指定管理者制度を導入することで、安定的に医師を配置するとともに、訪問診療の実施や診療科目の見直しについても検討できるものと考えられる。 ・本市での導入に向けて、先行事例を研究する。

4 今後の予定

引き続き検討を重ねるとともに、利用者へのアンケート等により、今後の片浦診療所に対する意見を把握したうえで、施設・管理運営に関する取り組み方針を整理する。

【参考】施設の概況

(1) 所在地

小田原市根府川 77－ 1

< 位置図 >



(2) 面積

土地 1020.68 m²

建物 156.92 m² (木造平屋)

(内訳)

診療室 65.29 m²

旧産室 34.71 m²

医師住宅 42.98 m²

倉庫その他 13.94 m²

(3) 診療日時

週 3 日（月・水・金曜日）、午前 9 時から午後 3 時 30 分まで

(4) 診療科目

内科、外科

(5) 診療体制

会計年度任用職員の医師 1 人、看護師 1 人（3 人でシフト勤務）、事務 1 人。

※月 2 回、上記の医師の代わりに、公益社団法人地域医療振興協会から医師の派遣を受けている。

(6) 主な設備

血圧計、心電計、X 線装置、酸素吸入器、自動体外式除細動器（A E D）

(7) 受診者の状況

＜受診数の推移＞

年度	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
人数 (1 日平均)	1,524 人 (10.4 人)	1,542 人 (10.8 人)	1,489 人 (10.1 人)	1,379 人 (9.9 人)	1,309 人 (9.2 人)

＜年齢別の受診者数（令和 7 年 5 月分）＞

年齢	0-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75 歳以上	合計
人数 (割合)	6 人 (7.0%)	1 人 (1.2%)	8 人 (9.4%)	14 人 (16.5%)	56 人 (65.9%)	85 人

＜地区別の受診者数（令和 7 年 5 月分）＞

地区	石橋	米神	根府川	江之浦	その他	合計
人数 (割合)	1 人 (1.2%)	4 人 (4.7%)	52 人 (61.2%)	27 人 (31.7%)	1 人 (1.2%)	85 人

小田原市国民健康保険運営協議会委員名簿

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表 (4人)	高 橋 則 宏	自治会総連合
	荻 野 由 里	健康おだわら普及員連絡会
	守 屋 浩 行	市民公募
	沖 加 代 子	市民公募
保険医又は保険薬剤師代表 (4人)	鈴 木 正 彦	医師会
	川 越 三 洋	医師会
	曾 根 秀 明	歯科医師会
	漆 畑 俊 哉	薬剤師会
公 益 代 表 (4人)	長 谷 川 嘉 春	小田原保健福祉事務所
	岡 田 健	民生委員児童委員協議会
	○ 田 中 章	シルバー人材 センター
	◎ 藤 澤 隆 則	社会福祉協議会
被用者保険等保険者代表 (1人)	植 松 敏 美	全国健康保険協会 神奈川支部

◎…会長 ○…副会長

任 期 令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日



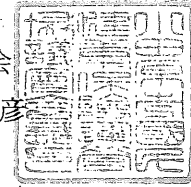
国保協第3号

令和7年(2025年)年5月19日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市国民健康保険運営協議会

会長 柏木 武彦



小田原市国民健康保険片浦診療所の機能・施設等のあり方について(答申)

令和6年8月22日付けで当運営協議会に諮問された小田原市国民健康保険片浦診療所の機能・施設等のあり方については、無医地区としない観点から、当診療所が片浦地域に存在・機能する意義は大きく、施設や管理運営に係る課題の見直しを行った上で、当診療所を存続させることが適当であることを答申する。

なお、次の事項についての当運営協議会の意見を示すので、市で検討を進め、適切に対応されたい。

1 基本的な考え方

- ・小田原市国民健康保険片浦診療所(以下「片浦診療所」)は地域のかかりつけの医療機関・調剤薬局として住民の健康を長年支え続け、片浦地域(特に根府川、江之浦地区)で暮らし続ける住民の安心に大きく寄与している。
- ・当地域の地理的条件や人口・世帯数が減少している中で新たな医療機関が当地域へ進出することは期待できず、無医地区としない観点から、施設や管理運営に係る課題の見直しを行った上で、片浦診療所を存続させることが適当である。

2 施設について

- ・片浦診療所は、建物の耐震化や医療機関としてのバリアフリー化(段差解消、駐車場整備等)がなされておらず、早急な対策が望まれる。
- ・現地は傾斜地であり土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されている等、敷地条件等に課題があり、現地建て替えは容易でないことから、現実的な方策としては、移転(既存施設の一部間借り等を含む)を検討する必要がある。

3 管理運営について

- ・一般会計繰入金に過度に依存せずに持続可能な管理運営が必要であることから、歳入の確保に向けた方策(主に高齢者の利用が見込まれる訪問診療や診療科の実施等)を検討する必要がある。
- ・片浦診療所の診療体制は、医師の高齢化と後任の人選が課題となっており、医師の負担を軽減するとともに安定的に医師を配置できる体制の構築が必要である。
- ・こうしたことから、持続可能な管理運営及び安定的に医師を配置できる体制の構築のためには、指定管理者制度の導入が必要である。

健康増進に向けた新たな取組について

1 本市の健康課題

市民一人ひとりが自らの健康に対する意識を向上させ、生涯を通じて、健康で生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるよう、市では「健康寿命の延伸」を基本目標として、健康増進の推進を行っているが、脳血管疾患や心疾患などの循環器系疾患の死亡率が県内でも高い状況が続いている。

循環器系疾患の原因のひとつが高血圧症であり、高血圧症を防ぐことが、脳血管疾患や心疾患の死亡率を低下させる第一歩であることから、これまで健診受診率向上、食習慣の改善、肥満予防などの保健指導の強化を行っているが、更なる成果を目指すための有力な対策として、「運動習慣の促進」がある。

推進手法としては、健全な財政運営を図る上で大きな財政負担を伴う施設整備は行わず、民間で様々な運動施設が既に存在することを踏まえ、運動習慣の促進に向けたソフト事業による推進を検討することとした。

2 健康増進にかかる社会環境の変化

(1) 市内運動施設の増加

市内のジム・フィットネス等の運動施設は、幅広い世代の生活スタイルや多様なニーズを反映し、民間を中心に60施設程度あり、増加傾向にある。こうした運動施設は、無人の施設から、楽しく運動が継続できるようスポーツトレーナー等の専門職が配置され、運動指導やアドバイスを受けられる施設など様々であり、それぞれの目的に合わせた運動が民間主体で行われている状況である。

(2) 企業の健康経営の推進

企業が従業員の健康を経営的な視点で捉え、心身共に充実した状態で働く環境づくりを推進することで、生産性や能率の向上、組織の活性化に繋げる「健康経営」に取り組む企業が増えている。経済産業省は2016年度（平成28年度）に「健康経営優良法人」の認定制度をつくり、市内では現在、19事業所が認定取得している。

健康診断や人間ドック等の結果から保健指導を受け、運動の必要性を指摘された方や、自分の健康に対して不安があり、運動に取り組まなければならないと感じている「働く世代」は多いが、運動のきっかけがなく、また時間がないと感じ運動に取り組めない方が多い。

企業の健康経営の動きは、従業員の健康意識を高め、運動のきっかけづくりとして重要な取組となっている。

(3) 小田原医師会の運動処方箋の検証（梅風プロジェクト）

基礎疾患を持つ患者等が、身体の状態に合わせ有効性や安全性を考慮した運動を実施する方法として、「健康スポーツ医」の資格を持つ医師が運動処方箋を出し、患者等が運動を行う「運動療法」の仕組みがある。

令和6年度、小田原医師会は常葉大学と連携し、「生活習慣病及びフレイル対策医療連携構築プロジェクト（梅風プロジェクト）」を実施した。このプロジェクトでは、メタボリックシンドロームの改善や脳血管疾患、心疾患などの循環器系疾患発症率の減少、整形外科通院中の患者の運動機能回復等を目的に、主に運動未経験者を対象に、医療機関2施設を実践の場として運動療法の検証を行った。

その結果、一定の運動効果がエビデンスとして確認され、楽しみながら現在も運動を続けている方が多い。これを受け、プロジェクトで得たノウハウが活用できるよう、小田原医師会としても運動処方箋が行える健

康スポーツ医や運動施設を増やすよう検討を進めている。

3 健康増進に向けた新たな公民連携の環境づくり（参考資料 3－1 参照）

市民の健康寿命の延伸やウェルネスの実現は、健康増進にかかわる機関や民間企業などと共有できる大きな社会課題となっており、こうした社会環境の変化を好機として捉え、市が主体となって医療関係者や運動施設等と連携を構築し、「新たな健康増進環境」を形成することが必要である。

併せて、市民の健康リテラシーの向上を目的として、多様な主体から市民に対して働きかけを行い、各機関が主体性を持って推進していく体制として、公民連携事業として取り組むことが必要となる。

そこで、小田原医師会の運動処方仕組みを公民連携の核として、市内の運動施設や関係機関の協力を得ながら、働く世代から気軽に運動に取り組める環境づくりを推進したい。

4 運動環境の向上に向けた運動施設等との連携（参考資料 3－1 参照）

運動処方は、運動の実施前後に身体の状態をチェックし、身体状況の比較が医学的に数値化されるため、効果が把握しやすく、運動を継続していく上での確かな動機付けとなるものであり、ジム・フィットネスなどの運動施設にとっても質の向上に繋がる大きな特徴となる。

運動施設のメニューの中に、運動処方を組み入れるには、運動計画を立てる「健康運動指導士」を配置した「健康増進施設」として、大臣認定が必要であるが、県西地域には認定された施設がない状況にある。

そこで、多くの運動施設の中から、運動処方への対応の必要性を認め、健康運動指導士の配置が可能な運動施設をモデル事業に定め、小田原医師会等と共に、運動処方が行える健康増進施設として運営できる段階に至る

まで支援を行う。

また、モデル事業で得られた知見やノウハウを基に、実施環境の揃った運動施設に段階的に広げ、健康増進施設を市域に増やし、医療と連携した質の高い運動環境の整備を図りたい。

5 運動処方考え方に基づく健康ウォークの推進

本市は豊かな自然環境に加え、観光や歴史文化などの資源を持ち、それらを活かしたウォーキングコースが多数設定されている。

ウォーキングは、誰もが気軽に取り組みやすい運動であり、既存コースを活かし、運動施設での室内運動だけでなく、市域全体が運動フィールドとなるよう活用する。

また、運動処方の考え方に基づく健康ウォークを通じて、多くの市民が「運動は薬である」ことや運動の楽しさ、リフレッシュ感を体験できる指導の検討を行い、普及啓発を図りたい。

6 地域保健事業と運動施設との連携（参考資料 3－1 参照）

これまで実施している地域保健事業は、主に健康や医療に関する「気づき・学び・体験」、「1次予防から3次予防」の領域を主体として事業に取り組んできた。

新たな取組においては、民間の運動施設と連携し、安全に楽しく運動を続ける「継続性や定着」の領域を推進するものであり、健康ウォークなど気軽に運動に取り組める社会環境の整備として、0次予防の領域に位置づくと考えている。これにより、運動の習慣化までを視野に入れた保健事業の推進が可能となる。

7 連携協定の締結

新たな健康増進環境づくりの核となる運動療法の推進体制の構築に向けては、小田原医師会、常葉大学、小田原市の3者で連携協定を締結し、目的の共有や役割を確認し合い、協働して事業を推進する。

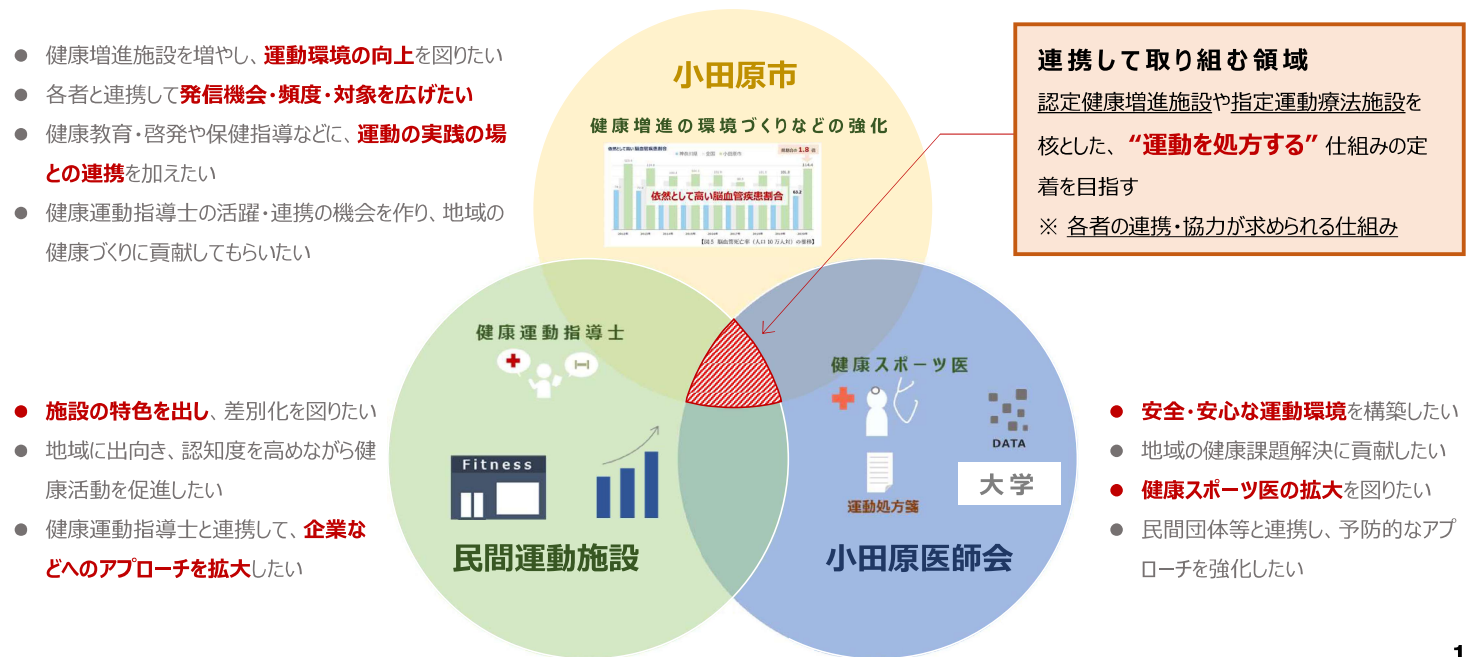
主な役割分担としては、小田原医師会は健康スポーツ医の育成、健康運動指導士への指導や関係医療機関への周知、協力依頼を行う。常葉大学は医療データの分析や事業評価、健康運動指導士の指導を行う。小田原市は事業全体の推進や市内運動施設への協力依頼、取組の周知や発信等を行う。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月以降	連携協定の締結 モデル事業の推進
令和8年1月（予定）	小田原市健康増進計画推進委員会へ報告
3月（予定）	国庫補助金申請

健康増進に向けた新たな公民連携の環境づくり

- 民にできることは民に委ねながら、企業等がそれぞれのメリットを追求しつつ、結果としてそれぞれが市民の健康増進に寄与する“共創”体制を構築。
- 各者の連携が不可欠な、「運動を処方する仕組み」を共通目標とし自走を図りながら、運動習慣定着に一丸となって取り組んでいく。



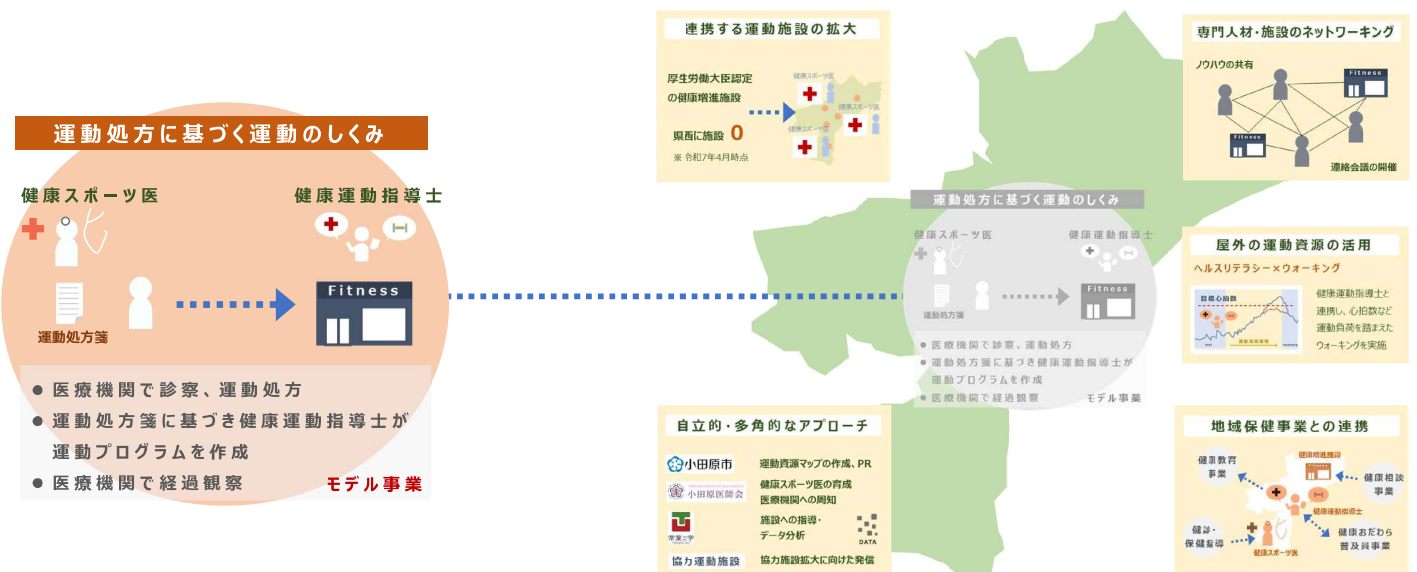
1

運動環境の向上に向けた運動施設等との連携

- モデル事業を軸に協力施設の拡大を図るとともに、実績を積んだ健康運動指導士などとの連携により運動教室の実施等保健事業にも活かす。
- 様々な主体と連携し、それぞれの主体が持つネットワークで発信の範囲や頻度を高めながら、複層的に健康増進環境の充実を図る。(0次予防)

核となるモデル事業の実施

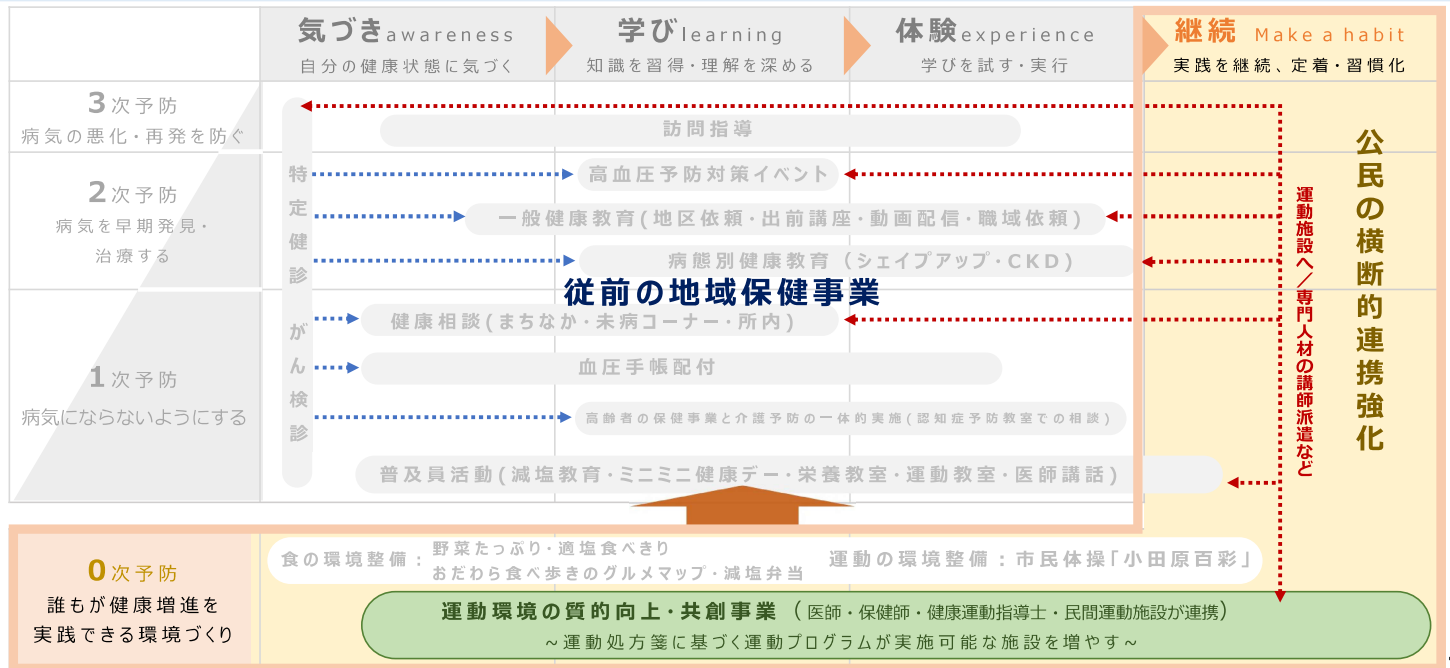
複層的な運動環境の構築（0次予防のアプローチ）



2

地域保健事業と運動施設との連携

- 産学官医が連携したモデル事業の実施を通じ、安全に運動できる環境や専門人材の充実による0次予防としてのはたらきかけを強化。
- 従前の地域保健事業に加え、公民それぞれの強みを活かした相乗効果を生み出しつつ、運動に係る健康増進の環境づくりを向上させていく。



新病院における各種料金の設定、改定等の取組状況について

市立病院では、新病院において徴収する特別療養環境室料（いわゆる「室料差額」）の設定、診断書などの文書料等の改定等を行う方向で取り組んでいる。

その状況及び考え方については、次のとおりである。

1 各種料金の設定、改定等

(1) 特別療養環境室料の設定

【現病院】 * ()内は市外料金

名 称	病床数	現行料金
特別室A	7 床	13,200 円 (19,800 円)
特別室B	8 床	9,240 円 (13,860 円)
1 人部屋	9 床	3,960 円 (5,940 円)
2 人部屋	30 室 60 床	1,980 円 (2,970 円)



【新病院（予定）】

名 称	病床数	料金設定の考え方
特別室A	16 床	建替えによる療養環境の改善に加え、物価や他の病院の状況（参考資料4－1参照）、病院経営の視点などを総合的に勘案して料金を設定する。
特別室B	66 床	
LDR※	2 床	
特別4床室	9 室 36 床	

※ LDRとは、陣痛(Labor)・分娩(Delivery)・回復(Recovery)の略語で、陣痛から分娩、回復までを行うことができる分娩用特別個室をいう。

(2) 文書料、死体処置料の改定

種 類	現行料金	料金改定の考え方
診断書	2,200円	受益者負担の在り方に関する基本方針（平成30年4月策定、令和5年4月改定）に定めた使用料及び手数料の算定方法（原価算定方式）に基づき算定した金額を参考に、他の病院の状況などを踏まえて、必要に応じて料金を改定する。
特殊診断書	5,500円	
死亡診断書	3,300円	
普通証明書	1,100円	
特別証明書	3,300円	
死体処置料	3,300円	

(3) 診療録開示手数料（申請基本料）の新設

診療録の開示に係る費用については、小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例で「手数料は、徴収しない」と規定されていることから、複写費用（1枚10円）及びCD作成費用（1枚100円）の実費負担としているが、近年は、診療録の開示件数や開示文書の量が増加傾向にあり、こうした状況を踏まえ作成コストを勘案して、新たに診療録の開示に係る手数料を徴収することとし、その料金の額は、他病院の事例を参考にしながら設定する。

なお、令和7年8月28日に当該手数料の新設について、小田原市個人情報保護審査会に諮問をしており、同審査会から徴収可能との答申を受けた場合には、当該手数料を新設する。

(4) その他の料金の新設

新規設置の歯科口腔外科に係る選定療養費、自由診療等の料金を新設する。

2 今後のスケジュール

市議会12月定例会に、小田原市立病院の診療報酬等に関する条例の一部改正の議案を提出する。

県内他病院の特別療養環境室料

【公立等】

病院名	所在地	金額(円)	備考
横浜市立市民病院	横浜市	55,000	
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市	49,500	
横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市	41,800	
横浜市立大学附属病院	横浜市	27,500	
神奈川県立がんセンター	横浜市	40,000	
川崎市立川崎病院	川崎市	26,400	
川崎市立井田病院	川崎市	26,400	
川崎市立多摩病院	川崎市	18,700	
横須賀市立総合医療センター	横須賀市	22,000	
平塚市民病院	平塚市	22,000	
藤沢市民病院	藤沢市	19,800	
茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市	16,500	
三浦市立病院	三浦市	11,000	
厚木市立病院	厚木市	27,500	
神奈川リハビリテーション病院	厚木市	21,850	
大和市立病院	大和市	22,000	
神奈川県立足柄上病院	松田町	12,500	

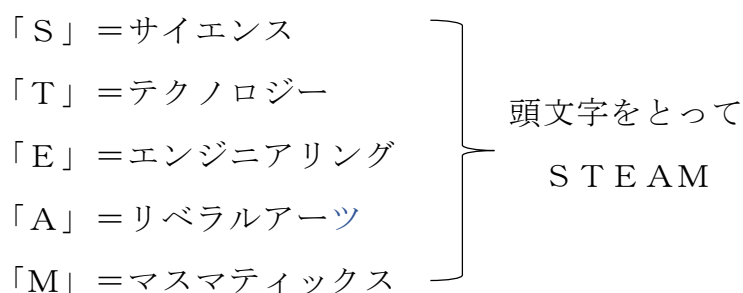
【民間】

病院名	所在地	金額(円)	備考
昭和医科大学横浜市北部病院	横浜市	55,000	
昭和医科大学藤が丘病院	横浜市	38,500	
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市	110,000	
北里大学病院	相模原市	165,000	
湘南鎌倉総合病院	鎌倉市	27,500	
西湘病院	小田原市	18,700	
山近記念総合病院	小田原市	16,500	
小澤病院	小田原市	11,000	
小林病院	小田原市	2,160	個室無し
東海大学医学部付属病院	伊勢原市	72,600	
伊勢原協同病院	伊勢原市	16,500	
海老名総合病院	海老名市	19,800	

小田原版 S T E A M 教育の実施状況について

1 事業概要

「小田原版 S T E A M 教育」は、郷土小田原をフィールドに、生徒が身近な地域課題と出会い、その解決のために、各教科で学んだことを統合的に働かせながら探究的・創造的な活動を行うことで、よりよい社会を実現しようとする資質と能力を育むものである。



文部科学省では、「各教科での学習を、実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育」としている。

小田原版 S T E A M 教育は、この文部科学省の提唱する事業の主旨に立脚し、郷土小田原をフィールドとして小田原ならではの探究学習を行おうとするもので、令和 5 年度から 3 か年かけて、段階的に委託事業者による導入支援を進め、市立中学校の総合的な学習の時間の中で実施している。

2 実施内容

(1) 令和 5 年度

ア 導入支援事業

(ア) モデル校 1 校（城山中学校） (参考資料 5－1 参照)

学年	テーマ	協力者
1 年生	小田原鑄物の魅力	柏木美術鑄物研究所
2 年生 【導入支援モデル】	街の拠点としての魅力ある駅づくり	小田急電鉄
3 年生	10 年後の小田原市	

1 年生・3 年生は、委託事業者がサポートし、教員が授業を進めた。

2 年生は、令和 6 年度以降の導入支援のモデルとして、委託事業者が授業を進めた。

(イ) 協力校 2 校

学校・学年	テーマ	協力者
城南中学校 1 年生	住み続けたい街・移住したい街	小田原市企画政策課
国府津中学校 1 年生	災害に強いまちづくりを	小田原市防災対策課

令和 4 年度から立ち上げた教育研究所の共同研究「小田原版 S T E A M 教育に関する研究」の研究員の所属校を協力校として、委託事業者がサポートし、教員が授業を進める形で小田原版 S T E A M 教育を実施した。

イ 教員研修

モデル校（城山中学校）の全教員及び共同研究員を対象に、委託事業者による教員研修を実施した。

(ア) 目的 教員が課題発見・解決型学習を実践する際に必要な考え方や指導方法を習得する。

- (イ) 概要 講義と演習を織り交ぜ、課題発見・解決型学習の実践やファシリテーションスキル等について学んだ。また、「通勤の困りごとを解決するためのモノは何か？」を学習問題として、実際に小田原版STEAM教育の探究プロセスを体験した。
- (ウ) 成果 講義と探究プロセスの体験・演習を通して、課題発見・解決型学習を実践する際の指導について理解を深めることができた。

＊参加した教員のコメント（抜粋）

- ・小田原版STEAM教育の基本的な考え方、教員の在り方が分かりやすく、内容や進め方の理解が深まった。
- ・具体的な事例が数多く提示され、教員もこれから行う探究学習のイメージがしやすかったと思う。また、実際にグループに分かれてミニ探究を行ったことでそのイメージがより強化されたのではないかと思う。
- ・全体像がわかり、今後の見通しがついた。漠然とイメージしていたものについて、ここまでできていれば良いなど、具体的にお示しいただき分かりやすかった。
- ・探究活動を先生方も楽しんでほしいと講師が話していたが、体験を通して純粋に楽しむことができたので、生徒にもこの楽しさを伝えていきたいと思った。

(2) 令和 6 年度

ア 導入支援事業 4 校

学校・学年	テーマ	協力者
白山中学校 1 年生	小田原駅周辺の観光の魅力を もっと観光客に伝えるには	小田原市観光課
橘中学校 1 年生	たまねぎ農家の困りごとを解決 するには	地域のたまねぎ農家
国府津中学校 1 年生	ダイナシティの 10 代の来館者数 を増やすには	ダイナシティ
城南中学校 1 年生	校内の先生たちの困りごとを解 決するには	城南中学校の教員

イ 教員研修

城山中学校を除く中学校 10 校の全教員を対象に、委託事業者による教員研修を実施した。（6 月から 8 月の各校が設定した日に実施）

(3) 令和 7 年度

ア 導入支援事業 6 校

学校・学年	テーマ	協力者
白鷗中学校 3 年生	中学生・地元民が“これなら食べ たい”と思える練り物の商品パ ッケージを考えよう	小田原蒲鉾協同組合
城北中学校 1 年生	城北地区の人命をより多く救 う、新しいモノを考えよう	自治会、消防団

鴨宮中学校（1 年生）、千代中学校（1 年生）、酒匂中学校（2 年生）、泉中学校（1 年生）は、探究テーマの焦点化や協力者との打合せを行っており、夏季休業明けから各校の計画に基づいて探究学習を開始する予定。

3 成果と課題

(1) 成果

ア 地域の課題に向き合うことで生徒は自分の役割を社会の中で意識し、教科の枠を超えた実社会との関わりを経験することができた。

イ 正解のない課題に挑むことが生徒の創造力を刺激し、探究活動の楽しさにつながった。

ウ 地域の人々へのインタビューを通じて教科の学びでは得られない「リアルな課題意識」を獲得するなど、地域との連携を通じて学びが深まった。

エ 教員が連携して生徒の学びを支援する「チーム型の教育」が実現され、生徒の探究活動を全体で支える仕組みが効果的に機能した。

(2) 課題

ア 生徒の主体的な探究を支えるための、教員のファシリテーション技術のさらなる向上が必要である。

イ 解決策の質に注力しすぎるあまり、学びの過程を評価する視点が希薄になる傾向があり、生徒が試行錯誤するプロセス自体の価値を伝えることの重要性を再確認する必要がある。

ウ 学校外の企業や団体等と連携するには教員の負担が重く、教員が学級運営や教科指導等、他の教育活動と並行して行うことは困難である。生徒の意見等から新たな連携先の開拓や調整が必要になる場合もあり、これらの外部連携に係る業務については、引き続き、委託事業者による支援が必要である。

4 まとめ

小田原版STEAM教育を通して育もうとする資質・能力は、小田原市

教育大綱が目指す「社会力の育成」に繋がるものであり、重要な取組の一つとして捉えている。これまで導入支援を行ってきた学校からは、生徒の成長を実感する声が上がっており、保護者等からもさらなる充実を求められている。

委託事業者による教員研修や導入支援等により、事業の目的や学習の流れ等は浸透してきているものの、生徒のアイデア等によっては新たな外部団体等との連携が必要になり、その調整等に負担がかかることや、実際にミニ探究から本探究に携わる教員が当該学年に限られてしまうことなど、学校からは委託事業者による支援の継続について強い要望が出ている。

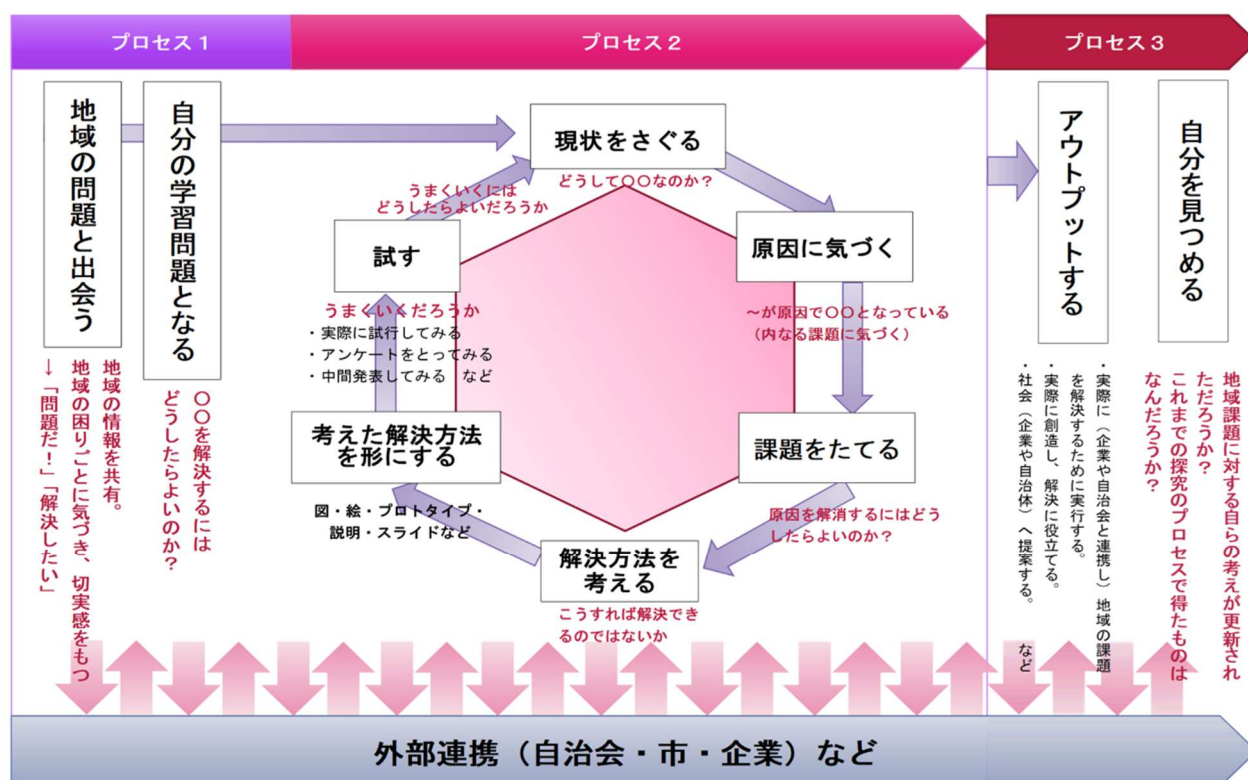
当初計画では、3年間の導入支援が完了した後は、令和8年度から各校で自走していく予定であったが、教員のファシリテーション技術の向上や連携先との調整等を含めた事業展開のノウハウの定着などに課題が残っている。こうした状況を踏まえ、今後については、担当教員の持上りも考慮し、事業が定着するまでの3年間にわたり委託事業者による支援を継続し、各校での実践を着実に積み重ねていくことで、小田原版STEAM教育のさらなる充実を目指していく。

小田原版STEAM教育の取組例（城山中学校）

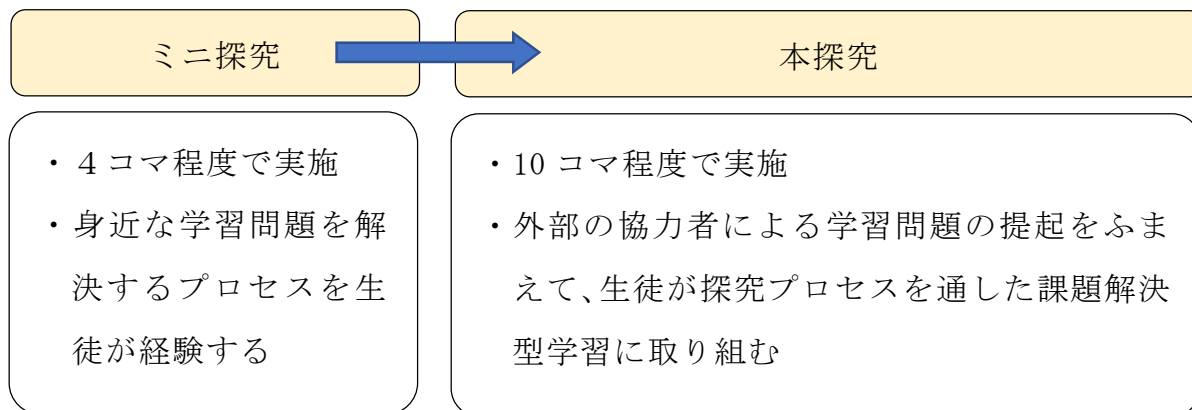
1 小田原版STEAM教育で育む資質・能力

小田原版STEAM教育では、探究のプロセスの経験を通して、「社会参画」「協働性」「論理的思考力」「表現力・創造力・実行力」の4つの資質・能力の育成を目指している。

<小田原版STEAM教育の探究プロセス>



2 小田原版STEAM教育の基本的な実施スキーム



3 令和5年度 城山中学校2年生の取組〔導入支援モデル〕

(1) 概要

委託事業者スタッフが授業者となり、ミニ探究（4コマ）、本探究（10コマ）を実施した。

ア ミニ探究

本探究に取り組む前の練習として、短期間で小田原版STEAM教育の探究プロセスを体験した。

目 的	身近な学校生活の困りごとの解決を進めることを通して、小田原版STEAM教育の探究プロセスを理解する。
学習問題	<u>学校生活の困りごとを解決するためのモノは何か？</u>
ターゲット	自分たち
場 所	学校生活

イ 本探究

鉄道会社小田原駅担当者によるオリエンテーション、委託事業者による中間発表、鉄道会社小田原駅担当者への最終プレゼンテーションを行った。

目 的	地元企業からの探究課題に答えていくことを通して、より社会と密着した学習機会を得る。
学習問題	<u>街の拠点としてより多くの人を惹きつける小田原駅にするためには、どうすればよいか？</u>
ターゲット	小田原駅を利用する人
場 所	小田原駅（特定の鉄道会社に限らない）

(2) 実施スケジュールと内容

コマ	月 日	時間	内容
1-2	12月6日	5-6校時	ミニ探究 プロセス1・2
3-4	12月12日	5-6校時	ミニ探究 プロセス2・3

5-6	1月17日	5-6校時	本探究 プロセス1・2 鉄道会社の方より、鉄道会社の事業内容や親しみやすさ向上のための取組、探究問題である「街の拠点として、より多くの人を惹きつける小田原駅にするにはどうすれば良いか？」について説明を受ける。
7-8	1月24日	5-6校時	本探究 プロセス2 ミニ探究で学習した探究プロセスを生かして、チームごとに「誰をターゲットにして街の拠点としての駅づくりをしていくとよいか？」について考え、現状をさぐる。 「観光客」「地域の人」「海外からの観光客」「子育て世帯」などにインタビューをしながら、現状の課題に気づき、解決策を考えていく。
9-10	1月31日	5-6校時	本探究 プロセス2（中間発表） チームごとに考えてきた問題の解決策やアイデアについて委託事業者のスタッフに話し、スタッフより今後の進め方についてフィードバックを受ける。
11	2月7日	5校時	本探究 プロセス2
12-13	2月28日	5-6校時	本探究 プロセス3（クラス内発表） 全チームがこれまでの探究のプロセスと考えた解決策をクラス内で発表する。発表後は「探究プロセス（ターゲット/シーン/本当の課題/プロトタイプ/テスト結果）が語られているか？」「課題と解決方法の納得度は高いか？」「解決方法のテス

			ト方法や結果について、納得度は高いか？」の3観点から、各クラスで相互評価を行い、鉄道会社に直接プレゼンテーションするものを選ぶ。
14	3月13日	5校時	本探究 プロセス3（最終発表会） 鉄道会社担当者の前で、クラス代表チームがプロジェクト成果発表をする。鉄道会社担当者から、実装することを念頭にしたフィードバックを受ける。

（3）生徒からの提案例

ア 未就学児の保護者をターゲットにしたグループ

課 題	子どもを遊ばせる場所が欲しい
プロトタイプ (試作品)	未就学児を遊ばせて、保護者が自由に過ごせるスペースを設置する。 ・料金 30 分まで無料 - その後は 30 分ごとに一人あたり 250 円 ・絵本、ボールプール、積み木、クッション、小さめのジャングルジムなどを置く。ケガをしないように柔らかい素材のものを置く。 ・保育学生を3人ほど配置する。
まとめ	・小さな子どもがいる保護者の負担が減ることで、子育てに対するネガティブな考えが減り、少子化が少しでも改善されるのではないかな。
感 想	・何かを1から作り出すのは大変だということが分かった。また、ターゲットへのインタビューで子育ての大変さが分かった。

イ 外国人観光客をターゲットにしたグループ

課 題	猫の駅にしよう！ ～人を惹きつける駅へ～
プロトタイプ (試作品)	・改札に交通系 I C カードや切符を通すと（5 回に 1 回の確率で）猫の鳴き声がする。 ・駅長猫を飼う。 ・猫耳のついているゴミ箱を設置する。 ・猫の形をしたパン、切ると猫が出てくるかまぼこ、猫の焼き印を入れたどら焼きを販売する。
まとめ	・日常的に癒される動物が身近にあることによって、憂鬱な気持ちで通勤・通学する人や帰宅途中の疲れている人を癒し、小田原駅を利用する人を優しい気持ちにすることができる。そして、小田原駅を利用する人を少しでも笑顔にすることができ、ふとした幸せになる。
感 想	・外国人観光客が求めていることが分かった。また、小田原版 S T E A M 教育を通して試行錯誤する大切さや、社会人になっても使えるシステムを学ぶことができた。

（４）生徒の声（事後アンケートから抜粋）

- ・自分たちで課題を解決できるように考えることができて達成感が得られた。
- ・実際に身近な人にインタビューをし、課題を考え、プロトタイプを作り、振り返るという一連のプロセスがよく組み込めたと思った。
- ・問題に直面した時に解決する大変さや、解決までの道のりの中での面白さを気づけた。

通学区域の一部改正について

1 背 景

次の理由により、通学区域の一部改正について、小田原市学区審議会からの答申内容を踏まえて小学校及び中学校の通学区域を改正する。（参考資料 6－1 及び参考資料 6－2 参照）

- (1) 工場跡地の開発に伴い、専用住宅の通学区域が分かれていることへの対応。
- (2) 平成30年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により、誤って変更された通学区域を告示前の通学区域に改める。

2 改正の内容（参考資料 6－3 参照）

- (1) 当該地の通学区域を一体的に「東富水小学校、泉中学校」に変更する。
- (2) 平成 30 年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更された箇所を改正する。

3 影 響

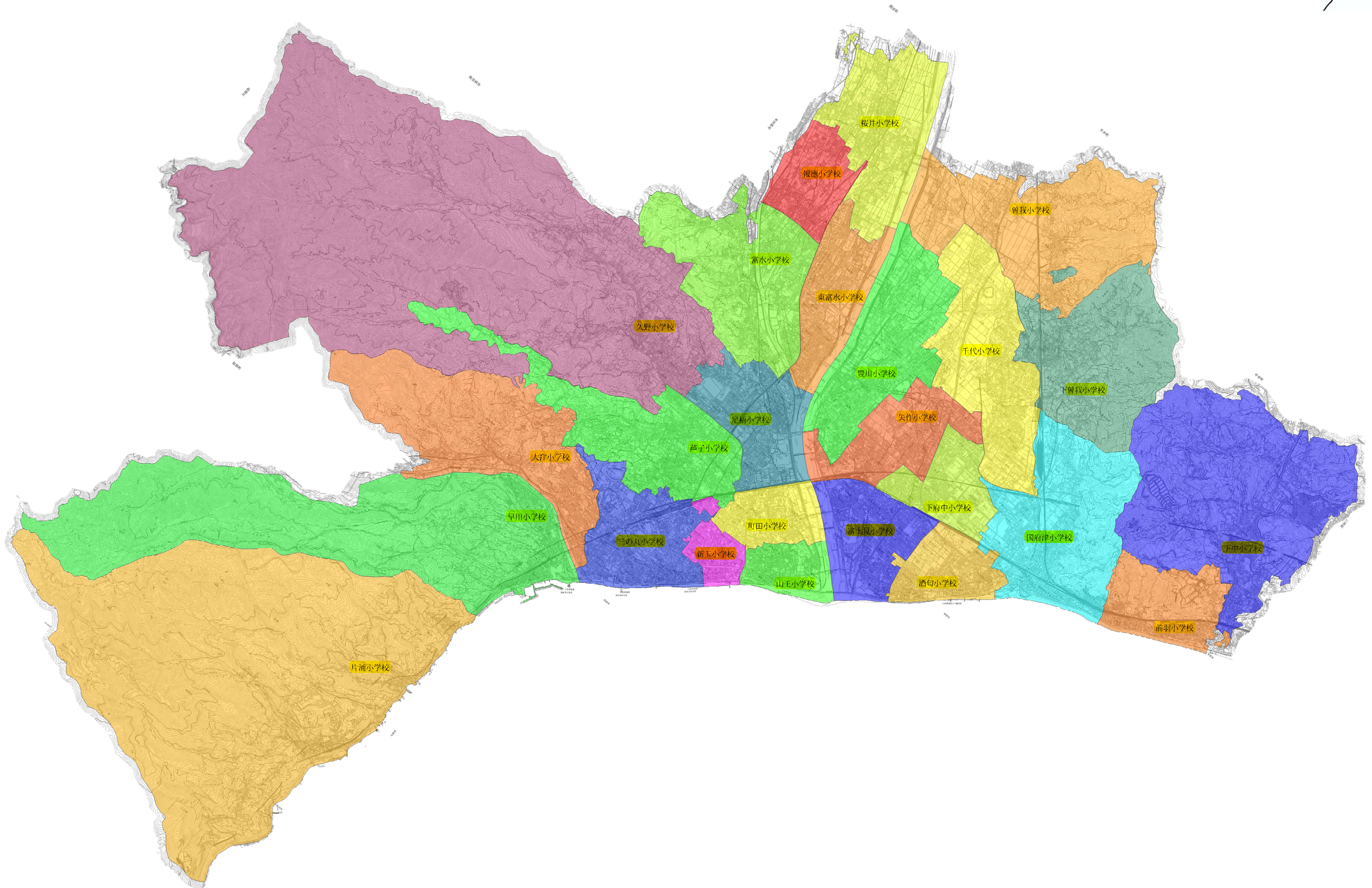
- (1) 地域自治会等の同意を得ていること、また当該地に居住し小中学校に通学する児童生徒がいらないことから、影響はない。
- (2) 現在、該当地域から小中学校に通学している児童生徒は 13 人いるが、全員改正後の学校に通学しているため影響はない。また、誤って変更された通学区域を参考に転居した家庭（令和 8 年 4 月に小学校入学予定）には、希望する学校への通学について配慮することとする。

4 今後の予定

令和 7 年 10 月 告示

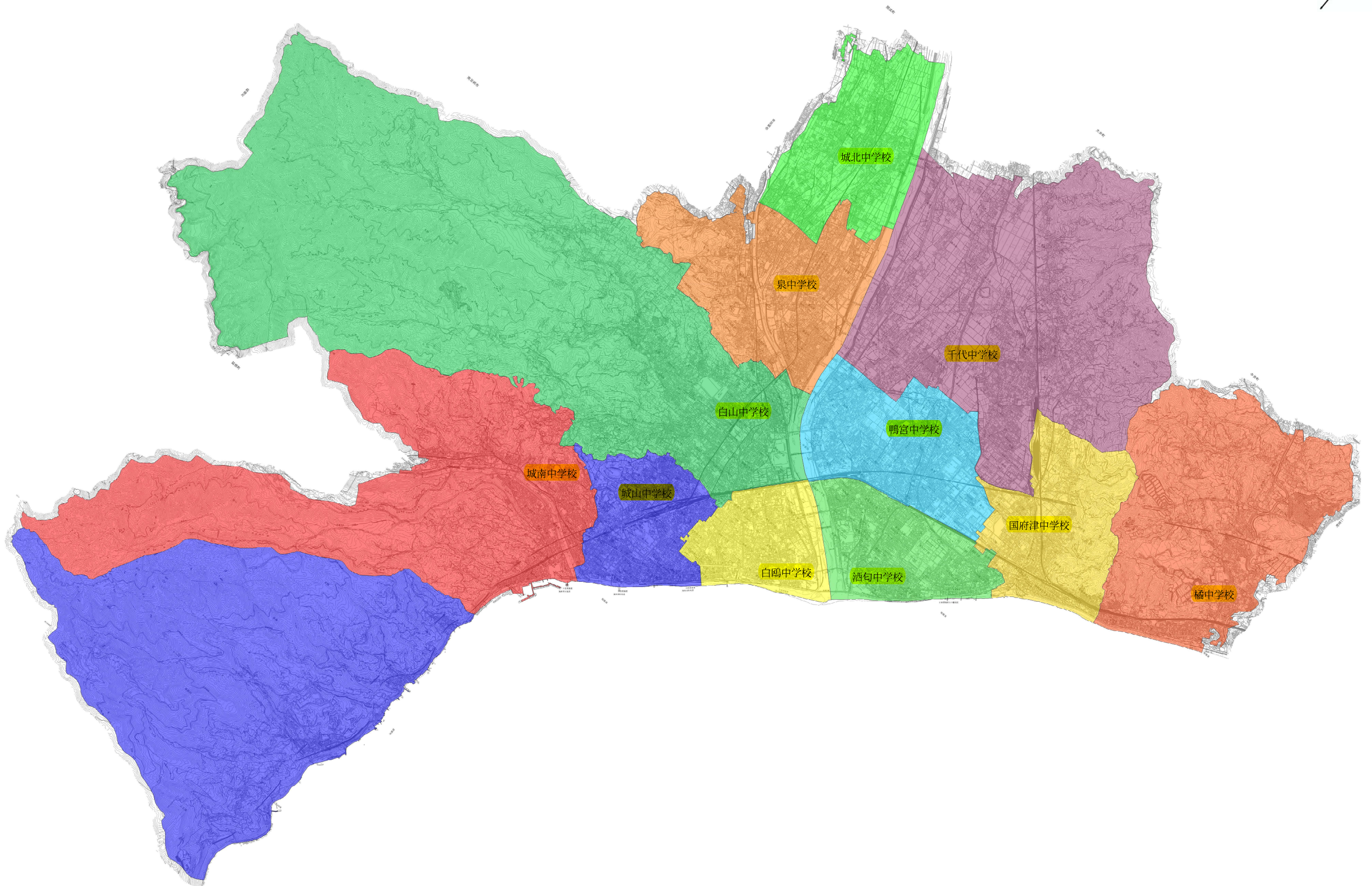


小学校の通学区域





中学校の通学区域



通学区域改正箇所

1 工場跡地の開発に伴う改正

桜井小学校・東富水小学校、泉中学校・城北中学校の境界（栢山荊分周辺）

改正後



改正前

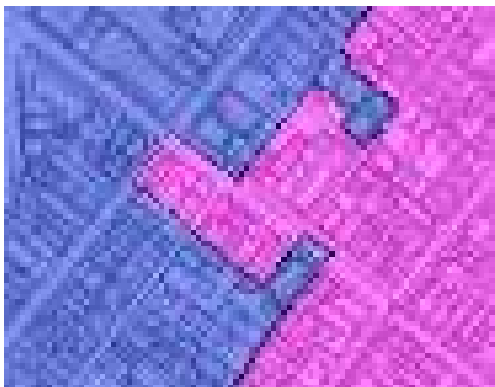


2 平成 30 年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更された通学区域を、告示前の通学区域に改める改正

(1) 住宅等がある箇所

ア 三の丸小学校・新玉小学校、城山中学校・白鷗中学校の境界（栄町 1 丁目周辺）

改正後



改正前



イ 三の丸小学校・新玉小学校・町田小学校、城山中学校・白鷗中学校の境界（栄町 3 丁目周辺）

改正後



改正前

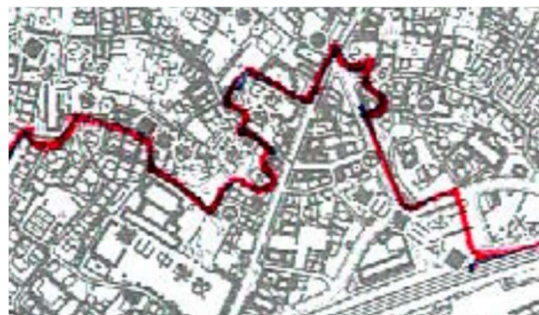


ウ 三の丸小学校・芦子小学校の境界（城山3丁目周辺）

改正後



改正前



エ 千代小学校・豊川小学校の境界（成田・延清周辺）

改正後



改正前

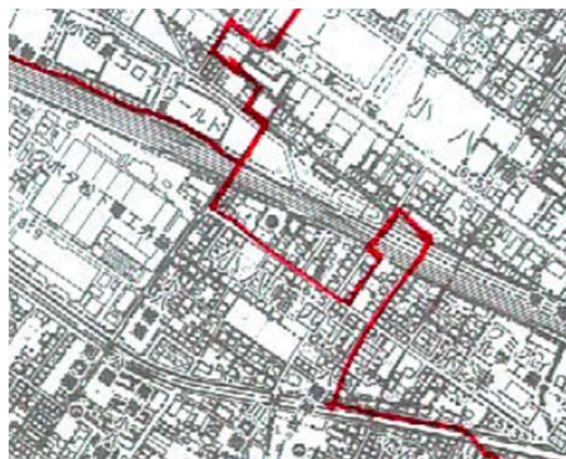


オ 下府中小学校・国府津小学校・酒匂小学校、鴨宮中学校・国府津中学校・酒匂中学校の境界（小八幡4丁目周辺）

改正後

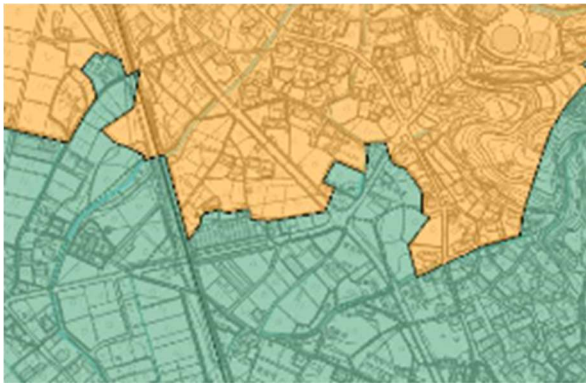


改正前

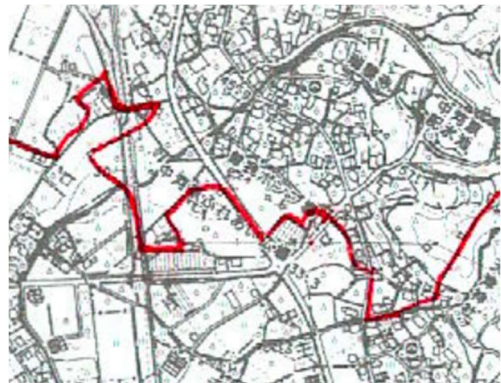


カ 下曾我小学校・曾我小学校の境界（曾我谷津・曾我岸周辺）

改正後

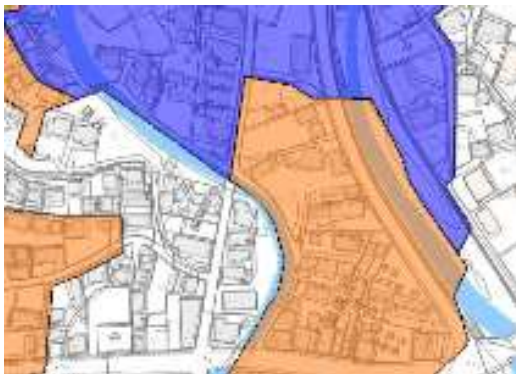


改正前



キ 前羽小学校・下中小学校の境界（中村原・羽尾周辺）

改正後



改正前



(2) 住宅等がない箇所

ア 足柄小学校・久野小学校の境界（久野 786・787・789 周辺）

イ 大窪小学校・久野小学校、白山中学校・城南中学校の境界（水之尾・久野周辺）

ウ 千代小学校・曾我小学校の境界（上曾我　・東大友 206 周辺）

エ 桜井小学校・報徳小学校の境界（栢山 3053 周辺）

オ 桜井小学校・報徳小学校の境界（栢山 2328・2329 周辺）

カ 桜井小学校・報徳小学校の境界（栢山 3307・3308 周辺）

キ 酒匂小学校・富士見小学校の境界（酒匂 2 丁目 14・酒匂 2 丁目 20 周辺）

ク 国府津小学校・前羽小学校、国府津中学校・橘中学校の境界（前川・国府津周辺）

教指第 703 号

令和 7 年(2025 年) 4 月 30 日

小田原市学区審議会長 様

小田原市教育委員会



通学区域の一部改正等について（諮問）

小田原市学区審議会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- (1) 通学区域の一部改正について
- (2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

2 諮問事由

- (1) 住宅地等の開発により新たな地番が割り振られた「栢山 1135-2」内に通学区域の境界線があることから、地番の境界線に合わせた通学区域の変更について諮問する。
- (2) 一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について諮問する。



令和 7 年 8 月 27 日

小田原市教育委員会 様

小田原市学区審議会
会長 関野 次男

通学区域の一部改正等について（答申）（案）

令和 7 年（2025 年）4 月 30 日付け教指第 703 号で諮問のあった通学区域の一部改正等について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 通学区域の一部改正について

本件は、工場跡地の開発に伴い、専用住宅の学区が分かれていることへの対応であり、地域自治会等の同意を得ていることから、当該土地の通学区域を一体的に「東富水小学校、泉中学校」に変更することが適当であるとの結論に達した。

2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

一部の学校で生じている児童生徒数増加については、学区に居住する児童生徒が優先されるべきであることから、対応策として、指定学校の変更等に関する要綱を改正することは妥当であるとの結論に達した。改正案を別途添付する。

なお、中長期的には、児童生徒の増減を見極めながら、現在進めている「新しい学校づくり」と連動した通学区域の見直しや、子育て支援策との連携も踏まえた検討が必要であるとの附帯意見が出された。

教指第 1403 号

令和 7 年(2025 年) 5 月 29 日

小田原市学区審議会長 様

小田原市教育委員会



通学区域の一部改正について（諮問）

小田原市学区審議会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

通学区域の一部改正について

2 諮問事由

平成 30 年 3 月 26 日付告示第 4 号「市立の小学校及び中学校の通学区域」にて、通学区域を住民登録地の一覧から地図に変更した際に、告示地図に誤りがあり通学区域が変更されてしまったため、告示前の通学区域に改正することについて諮問する。



令和7年8月27日

小田原市教育委員会 様

小田原市学区審議会
会長 関野 次男

通学区域の一部改正等について（答申）（案）

令和7年（2025年）5月29日付け教指第1403号で諮問のあった通学区域の一部改正について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 通学区域の一部改正について

本件は、平成30年3月26日付告示第4号「市立の小学校及び中学校の通学区域」により誤って変更した通学区域を、告示前の通学区域に改めるものであり、改正することが適当であるとの結論に達した。

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

1 背景及び目的

一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市学区審議会からの答申を踏まえ、指定学校の変更基準等を見直すため、関係する要綱である「小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱」（参考資料 7－1 参照）及び「小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱」（参考資料 7－2 参照）を改正する。

2 改正の内容

- (1) 指定学校の変更の不承認または区域外就学の不承諾の理由に「学校運営に支障をきたす等の事由」を追加する。
- (2) 「転居」及び「兄弟姉妹同一校通学」による事由について、現在「卒業まで」としている許可期間を次のとおり変更する。

＜許可期間(指定学校の変更にて通学している学校に在籍できる期間)＞

事由	小 1 ～ 小 4	小 5 ・ 小 6	中 1 ～ 中 3
転居	学年末まで	卒業まで	卒業まで
兄弟姉妹同一校通学	兄弟が卒業するまで		

3 今後の予定

令和 7 年10月～11月	意見公募（パブリックコメント）
令和 7 年12月～	要綱改正について公表
令和 8 年 4 月	施行

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に關する要綱の一部を改正する要綱
新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に關する要綱（平成25年1月1日制定）

改 正 後				改 正 前			
(指定学校の変更の不承認)				(指定学校の変更の不承認)			
第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定学校の変更を承認しないことができる。				第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定学校の変更を承認しないことができる。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) <u>学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき。</u>				(2) 特別な事情により、 <u>児童等が就学を希望する学校への就学が困難なとき。</u>			
(2) 特別な事情により、就学を希望する学校に <u>児童等</u> の就学が困難なとき。				(2) 特別な事情により、 <u>児童等が就学を希望する学校への就学が困難なとき。</u>			
2 (略)				2 (略)			
3 <u>教育委員会は、第1項第2号の事由により指定学校の変更を承認しない場合は、希望した学校に隣接する学区の学校等に指定学校の変更を承認することができる。</u>							
別表（第3条、第4条関係）				別表（第3条、第4条関係）			
事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間	事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間
(略)				(略)			
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>学 年 末 ま で た だ し、</u>	転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>小 学 校、中 学 校 そ れ ぞ</u>

			小 学 校 5 年 生 以 上 ま た は 中 学 生 は そ れ ぞ れ の 卒 業 まで
(略)			
兄 弟 姉 妹 同 一 校 通 学	該当児童生徒の 兄弟姉妹が指定 変更の許可を受 け、学区外の学 校に通学してい るため、該当児 童生徒も兄弟姉 妹が現に通学し ている学校への 通学を希望する 場合 ただし、両親等 共働き、小規模 特認校卒業によ る事由で許可さ れた場合を除く。	・申請書 ・世帯全員 の住民票	小 学 校、 中 学 校 そ れ ぞ れ の 卒 業 まで
(略)			

			<u>場 合</u> <u>は そ</u> <u>れ ぞ</u> <u>れ の</u> <u>卒 業</u> <u>まで</u>
(略)			

小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱の一部を改正する
要綱 新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校に係る区域外就学の承諾等に関する要綱（平成25年1月1日制定）

改 正 後				改 正 前			
（区域外就学の不承諾） 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承諾しないことができる。 (1) （略） (2) <u>学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき。</u> (3) <u>特別な事情により、就学を希望する学校に児童等の就学が困難なとき。</u> 2 （略） 3 <u>教育委員会は、第1項第2号の事由により区域外就学の承諾をしない場合は、希望した学校に隣接する学区の学校等に区域外就学を承諾することができる。</u> 別表（第4条、第5条関係）				（区域外就学の不承諾） 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域外就学を承諾しないことができる。 (1) （略） (2) 特別な事情により、<u>児童等が就学を希望する学校へ</u>の就学が困難なとき。 2 （略） 別表（第4条、第5条関係）			
事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間	事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間
（略）				（略）			
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>学 年 末 ま で た だ</u>	転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	<u>小 学 校 、 中 学 校 そ</u>

			し、 小 学 校 5 年 生 以 上 ま た は 中 学 生 は そ れ ぞ れ の 卒 業 まで
(略)			
兄 弟 姉 妹 同 一 校 通 学	該当児童生徒の 兄弟姉妹が指定 変更の許可を受 け、学区外の学 校に通学してい るため、該当児 童生徒も兄弟姉 妹が現に通学し ている学校への 通学を希望する 場合 ただし、両親等 共働きによる事 由で許可された 場合を除く。	・ 申請書 ・ 世帯全員 の住民票	小 学 校、 中 学 校 そ れ ぞ れ の 卒 業 まで
(略)			

			<u>生</u> <u>の</u> <u>場</u> <u>合</u> <u>は</u> <u>そ</u> <u>れ</u> <u>ぞ</u> <u>れ</u> <u>の</u> <u>卒</u> <u>業</u> <u>ま</u> <u>で</u>
(略)			

教指第 703 号

令和 7 年(2025 年) 4 月 30 日

小田原市学区審議会長 様

小田原市教育委員会



通学区域の一部改正等について（諮問）

小田原市学区審議会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

- (1) 通学区域の一部改正について
- (2) 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

2 諮問事由

- (1) 住宅地等の開発により新たな地番が割り振られた「栢山 1135-2」内に通学区域の境界線があることから、地番の境界線に合わせた通学区域の変更について諮問する。
- (2) 一部の学校で指定学校の変更による児童生徒の増員のため、教室の不足等の問題が生じていることから、小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について諮問する。



令和7年8月27日

小田原市教育委員会 様

小田原市学区審議会
会長 関野 次男

通学区域の一部改正等について（答申）（案）

令和7年（2025年）4月30日付け教指第703号で諮問のあった通学区域の一部改正等について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

1 通学区域の一部改正について

本件は、工場跡地の開発に伴い、専用住宅の学区が分かれていることへの対応であり、地域自治会等の同意を得ていることから、当該土地の通学区域を一体的に「東富水小学校、泉中学校」に変更することが適当であるとの結論に達した。

2 小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更等について

一部の学校で生じている児童生徒数増加については、学区に居住する児童生徒が優先されるべきであることから、対応策として、指定学校の変更等に関する要綱を改正することは妥当であるとの結論に達した。改正案を別途添付する。

なお、中長期的には、児童生徒の増減を見極めながら、現在進めている「新しい学校づくり」と連動した通学区域の見直しや、子育て支援策との連携も踏まえた検討が必要であるとの附帯意見が出された。